雄琴学区

災害対応マニュアル

＜雄琴学区防災計画＞

２０２４年3月

雄琴学区自主防災会
雄琴学区自治連合会

目　　　次

◎災害対応マニュアルの策定について　・・・・・・・・　1

1　情報・収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・　2

2　警戒本部・対策本部の設置

（1）警戒本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（2）対策本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

3　災害活動体制

（1）地震災害時の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（2）風水害災害時の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・　6

4　活動内容

（1）警戒本部の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（2）対策本部の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（3）警戒本部・対策本部・避難場所・避難所の構成員・・・・・・・　8

5　平常時の活動　・・・・・・・・・・・・・・　9

6　雄琴学区防災計画　・・・・・・・・・・・・・・　１０

（参考資料）

◎関係機関等電話番号一覧表　・・・・・・・・・・・・・　１４
◎自主防災会組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
◎学区避難所等マップ　・・・・・・・・・・・・・　１６
◎防災行動マップ　・・・・・・・・・・・・・　１７
◎学区防災カルテ　・・・・・・・・・・・・１８～２１
◎学区「水害ハザードマップ」　・・・・・・・・・・・・　２２
◎学区「土砂・洪水ハザードマップ」　・・・・・・・・・・・・　２３

雄琴学区災害対応マニュアルの策定について

近年、「東日本大震災」や「熊本地震」など多くの生命を奪った大規模な地震が相次いで発生しており、近い将来、南海トラフにおける巨大地震が起こる可能性もあるといわれています。

琵琶湖西岸断層帯に含まれている雄琴学区にあっても、大地震が起こりえることは否定できません。

さらに地震だけでなく、台風や豪雨など多様化する災害が全国各地で発生し、大きな被害が出ています。このことから、大津市では「地域防災計画」を策定。多様化する災害に備え、市民の尊い生命や財産を守るための様々な対策を行い、災害に強い安全なまちづくりに努めておられます。

しかし、大規模な地震等が発生した場合には、公的機関が現場に駆けつけるには、倒壊物等により困難または相当な時間を要することが先の大震災でも示されていることから、災害発生時には、「自分の命は、自分で守る」「自分たちの町は自分たちで守る」という心構えを持ち、住民相互で救出・救援・初期消火することで被害を最小限に食い止めることがたいへん重要です。

これまで雄琴学区では、平成２５年に自主防災会を自治連合会に併設することとし、自主防災の活動を推進していくため「防災活動運営委員」を置き、防災訓練を実施するなど住民の防災意識の普及に努めるとともに、災害時の「役割分担表」も定めてきたところです。しかし、実際に災害が発生した場合には、人的、物的にその活動に困難性があることから、地震や豪雨などの自然災害に対して、学区全体として各種団体相互の連携した防災活動を行なえる組織体制や住民の避難方法、安否確認さらには、救援物資やボランティアなどの応援要請方法などを示す「雄琴学区災害対応マニュアル」を策定することとしたものです。

１　自然災害（地震・台風・風水害等）の発生により大きな被害が発生した場合または発生の恐れがある場合の対応基準

２　防災体制における各種団体の活動の方法

1 情報・収集・伝達図

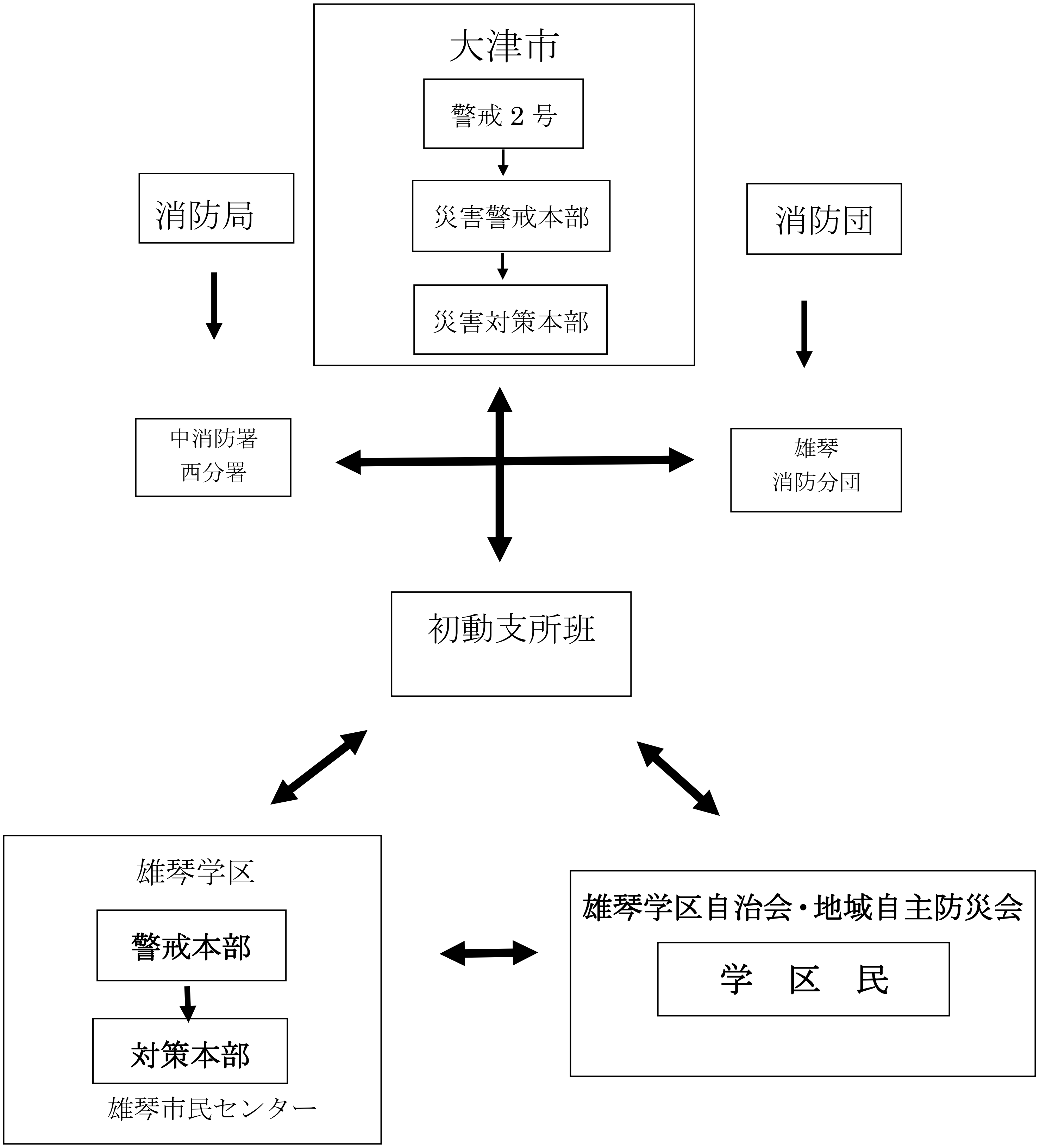
大津市
警戒２号
災害警戒本部
災害対策本部
消防局
消防団
中消防署
西分署
雄琴
消防分団
初動支所班
雄琴学区
警戒本部
対策本部
雄琴市民センター
雄琴学区自治会・地域自主防災会
学　区　民

2　警戒本部・対策本部の設置

災害発生の恐れがある場合

↓

警戒本部の設置

↓ 災害情報の収集・被害状況の収集・対策本部の設置準備

対策本部の設置

災害情報の収集・被害状況の収集・集約・報告

災害情報・被害状況の報告・任務分担の確認

（１）　警戒本部

（a）設置基準

・大津市南部に土砂災害警戒情報が発令され、当学区に影響の恐れがあるとき

・震度５弱

（b）警戒本部の体制（市民センター）

・自治連合会会長

・自主防災会会長

・自主防災会活動運営委員長

（２） 対策本部

(a) 設置基準

・局地的な災害が発生した場合、またはその恐れがあるとき

・広範囲な災害が発生した場合、またはその恐れがあるとき

・特別警報発令時

・当学区に避難情報が発令されたとき

・震度 5 強以上

(b) 対策本部の体制（市民センター）

・自治連合会会長・副会長

・自主防災会会長

・自主防災会活動運営委員長

・社会福祉協議会会長

・民生児童委員協議会会長

・消防団連絡要員（副分団長）

３　災害活動体制

（１）地震災害時の体制

地震発生時の活動体制は、次のとおり「警戒本部」「対策本部」の２体制とする。

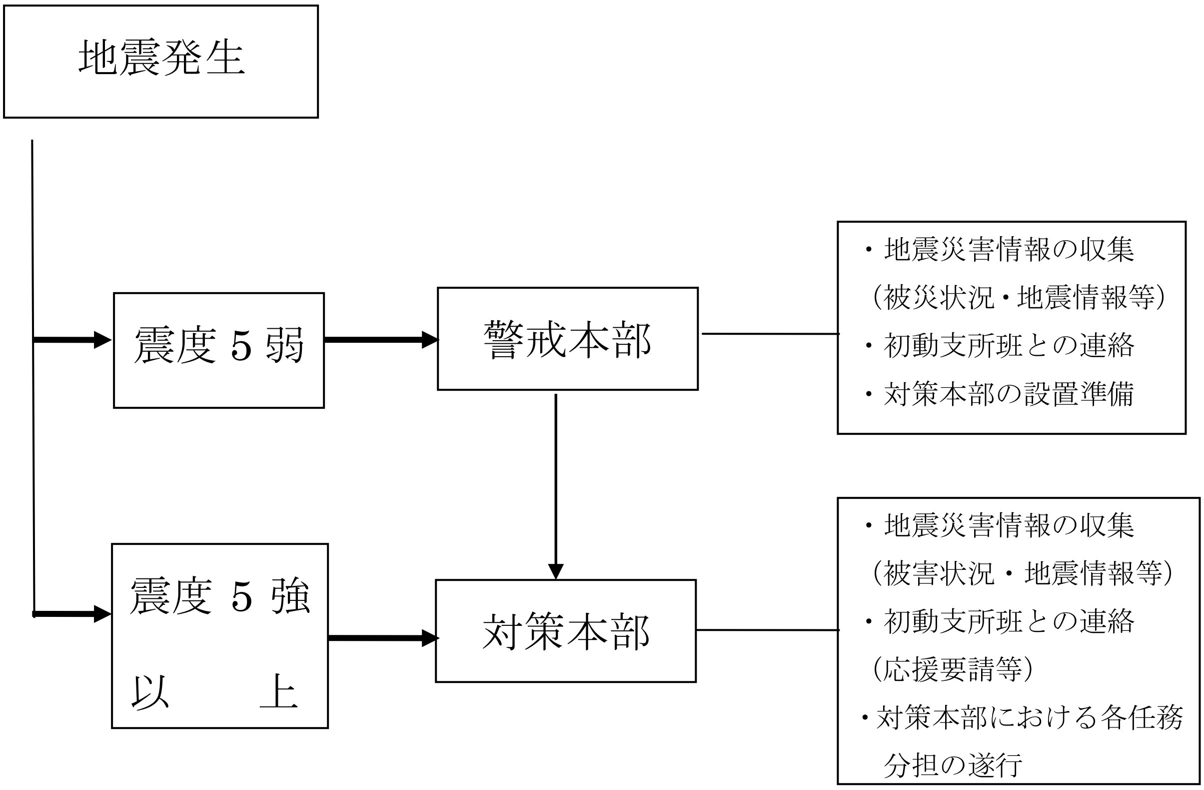

震度階（参考）

震度４	・かなりの恐怖感がある。 吊り下げてあるものは大きく揺れ、棚にある食器音を立てることがある。 ・電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。	震度５弱	・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ・窓ガラスがわれることがある。 ・電柱が倒れているのが分かる。

震度５強	・多くの人が行動に支障を感じる。 ・タンスなどの重い家具や自動販売機が倒れる。 ・自動車の運転が困難になる。	震度６弱	・立っていることが困難になる。 ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。
震度６強	・はわないと動く事が出来ない。 ・固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。 ・耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがかなりある。	震度７	・自分の意思で行動できない。 ・ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。 ・耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破損することがある。

（２）風水害等災害時の体制

風水害等災害時の活動体制は、次のとおり「警戒本部」「対策本部」の２体制とする。

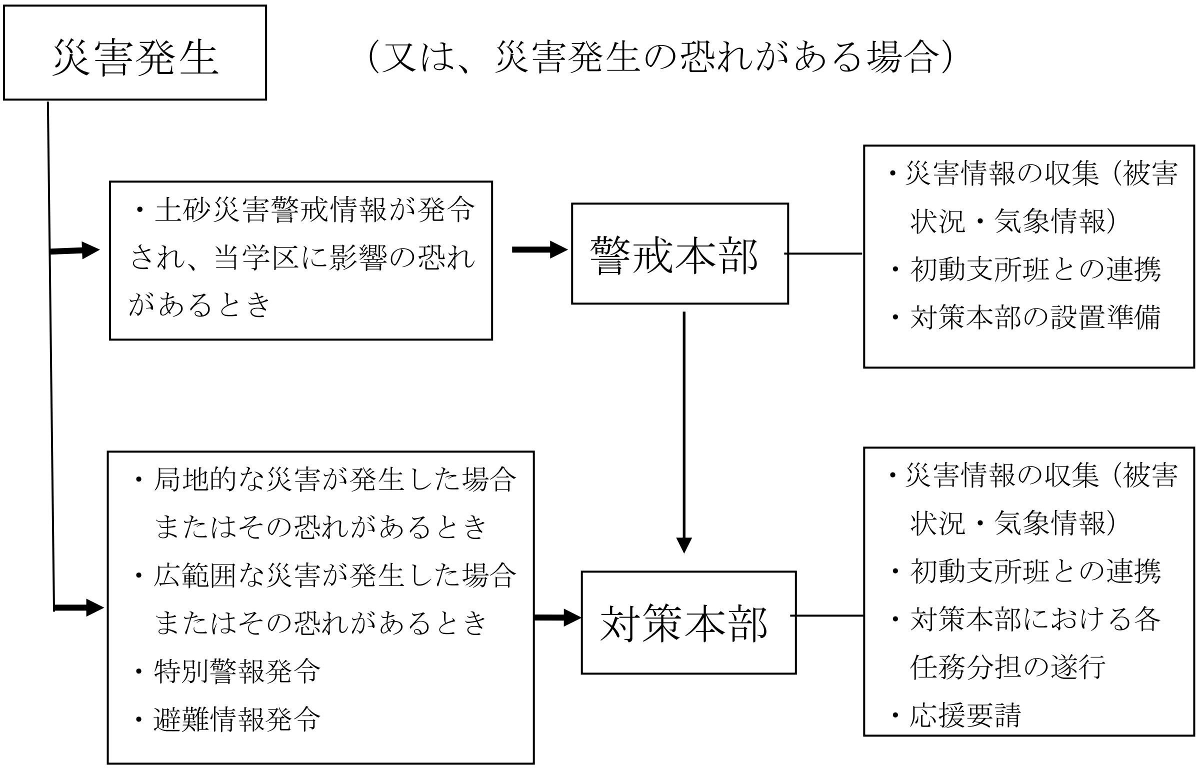

４　活動内容

（１）警戒本部の活動

ア　災害情報の収集　　　　　イ　被害状況の収集
ウ　対策本部の設置準備　　　エ　初動支所班との連携

（２）対策本部の活動

ア　情報の収集伝達
イ　被害状況の収集
ウ　避難に関すること
エ　出火防止、初期消火
オ　救出・救護に関すること
カ　応援要請に関すること
キ　給食、給水
ク　避難所の開設、運営
ケ　初動支所班との連携
コ　他団体等との連携

本部班の活動

◎　対策本部の総括
◎　初動支所班（市対策本部）との連携・避難所の開設
◎　避難状況、被害状況の収集・避難場所への誘導指示
◎　防災資機材の調達、
◎　避難所・避難所における食料等の配布及び炊き出し
◎　避難場所等における必要資材及び給食給水の調達、ボランティア団体等の受け入れ（要請・受入）
◎　要援護者の状況把握及び避難者の支援
◎　避難状況の収集とともに、救出救護が必要な場合の消防署等への出動要請、周辺住民への協力要請

（３）警戒本部・対策本部・避難所の構成員

（市民センター）

警戒本部

◎自治連合会会長
・自主防災会会長
・自主防災会活動運営委員長

↓

対策本部

◎自治連合会会長
・自主防災会会長
・自治連合会（自主防災会）副会長
・自主防災会活動運営委員長
・社会福祉協議会会長
・民生児童委員協議会会長
・消防団連絡要員（副分団長）

初動支所班

支所長
近隣地域の市職員

↓

避難所（雄琴小学校体育館）

・自主防災会会長
・自治連合会（自主防災会）副会長
・社会福祉協議会会長
・民生児童委員協議会会長
・避難所担当員

避難所（市民センター）

・自治連合会長
・自主防災会活動運営委員長
・初動支所班
・消防団連絡要員（副分団長）

＊避難所の構成員は、参集人員によって変動する。

５　平常時の活動

（１）防災知識の普及、啓発

（２）危険箇所の調査、把握

（３）防災資機材の整備・点検

（４）学区総合防災訓練等の実施

（５）市等の実施する研修会などの参加

６　雄琴学区防災計画

１　目的

この計画は、雄琴学区自治連合会会則第３条５項に基づき、防災計画に必要な事項を定める。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）自主防災組織の編成に関すること。
（２）防災組織の普及啓発に関すること。
（３）災害危険箇所の把握に関すること。
（４）防災訓練に関すること。
（５）情報の収集伝達に関すること。
（６）避難に関すること。
（７）出火防止、初期消火に関すること。
（８）救出・救護に関すること。
（９）給食給水に関すること。
(10) 災害要援護者に関すること。
(11) 避難所の運営に関すること。
(12) 他組織との連携に関すること。
(13) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。

３　各自治会（地域）自主防災会組織との連携

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行なうため、また平常時の活動をより円滑に行なうための自治会（地域）自主防災会との連携を図る。

４　防災知識の普及・啓発

住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を行なう。

（１）普及・啓発事項

ア　防災組織及び防災計画に関すること。
イ　地震・火災等についての知識に関すること。
ウ　各家庭における防災上の留意事項に関すること。
エ　食料を確保することの重要性に関すること。

（２）普及啓発の方法

ア　パンフレット、ポスター等広報資料の配布

イ　座談会、講演会、起震車による地震体験等の開催

5　火災危険箇所の把握

火災予防に資するため、危険箇所の把握に努める。

（１）把握事項

ア　危険箇所のパトロール

イ　地域の災害履歴、災害に関する伝承

（２）把握方法

ア　自治会、各種団体との連絡調整

イ　座談会、後援会、研修会等の開催

6　防火防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、初期消火、非難等が迅速かつ的確に行えるよう、防災訓練を実施する。

（１）訓練の実施周知

訓練は、自治連定例会及び広報誌等で住民に周知して行なう。

（２）訓練の回数

訓練は、年１回以上実施するものとする。

7　情報の収集・連絡

災害が発生した場合は、自治会（地域）自主防災会を通じ、次の措置を講ずる。

（１）災害情報や被害情報の把握

（２）住民に発生場所と出火防止の協力呼びかけ

（３）防災関係機関が行う活動に協力し、デマやパニックの発生を防ぐ

8　避難

（１）避難計画と避難場所

避難状況を把握し、自治会（地域）自主防災会と事前に協議した最寄りの避難場所へ誘導する。

（２）避難誘導の指示

市等の避難指示又は防災関係機関から避難勧告が出たときは、自治会（地域）自主防災会へ避難誘導を指示する。

（３）避難場所での混乱防止

自治会（地域）自主防災会からの避難状況を集約し、避難場所での混乱防止のため、住民と市等関係機関との中継的役割りを持ってお互いの連絡調整にあたる。

９　出火防止の徹底と初期消火

出火防止の徹底を図るため、自治会（地域）自主防災会が独自で開催する消火訓練等を支援するとともに、地域内に火災が発生した場合は、迅速に初期消火活動ができるよう自治会（地域）自主防災会との連携・協力体制づくりを行う。

１０　救出・援護

（１）救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は積極的に協力する。

（２）防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出救護が必要であると認めたときは、ただちに出動を要請する。

（３）医療機関への搬送

負傷者の状況により、必要と認めたときは、消防局及び医療機関へ連絡する。

１１　給食・給水

（１）給食・給水の不足物資の要請等

非常時における食料・飲料水等の調達及び被災者への供給を行うとともに、不足物資の把握と供給の要請、物資の受け入れと被災者への供給を行う。また必要に応じて炊き出しも実施する。

（２）個人備蓄の啓発

災害時における自らの生活確保のため、住民自らが食料、飲料水、生活必需品の備蓄を呼びかける。

（３）避難場所等における給食及び給水は、次のとおり行う。

ア　給食の実施

食料等の配分、炊き出し活動

イ　給水

水道井戸等により確保した飲料水又は生活用水による給水活動

ウ　給水等物資の調達

自治会（地域）自主防災会から、避難者の物資配布の要請があったときは、これを集計し、関係機関等へ需要状況を報告、物資の確保に努める。

１２　災害時要援護者対策

（１）災害時における要援護者対策の日常体制

日常的な安全対策やケア体制が重要であることから、要援護者と地域住民が日常から信頼関係を構築するよう体制強化を図る。

（２）災害時の要援護者の把握

自治会（地域）自主防災会は、災害時に要援護者の避難活動を円滑に行うため、災害時要援護者台帳・マップ等作成にあたり、担当民生委員の協力を得る。なお、個人情報については細心の注意を払うこととする。

（３）災害時要援護者の避難誘導、救出・救護

ア　一人の要援護者に対して複数の地域住民による援助活動を行う。

イ　避難誘導と安否確認については、自治会長や民生児童委員及び福祉委員と、近隣住民等で体制を組み活動を行う。

ウ　専門的な介護は、介護技術を備えたホームヘルパーなどが中心で活動を行う。

１３　避難所の確保・運営

避難所の確保・運営については、避難所となる施設の管理規則を遵守し、管理者との連携のもとで、被災者が自ら避難所を管理・運営するよう努める。

付　則

この計画は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

関係団体等電話番号一覧表（R4）

市役所　　危機・防災対策課	528－2616
道路・河川管理課	528－2782、2789
	528－2780、2783
路政課	528－2858、2672
公園緑地課	528－2784
市災害対策本部（対策本部設置時のみ）	528－2655
大津市消防署中消防署西分署	579－0119
滋賀県大津土木事務所	524－2812
滋賀国道事務所堅田維持出張所	572－1580
大津警察署	522－1234
雄琴交番	578－1410
雄琴小学校	578－1234
雄琴学区消防分団	578－4500
雄琴支所	578－1035

雄琴学区自主防災会　組織図

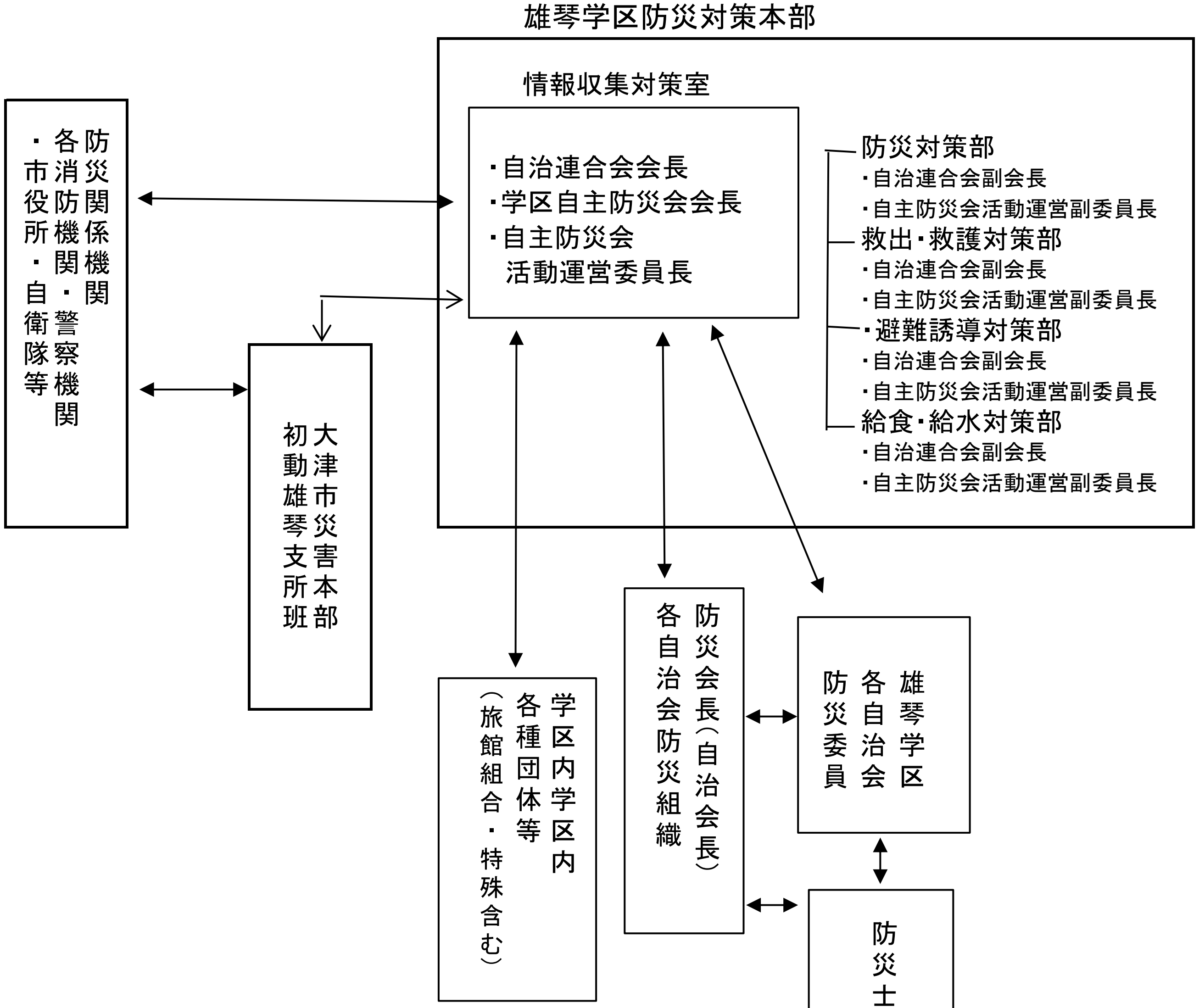

災害時の対策内容

- ●災害情報の対策
- ●被害状況の把握
- ●防災機関との連絡
- ●出火防止の広報
- ●初期消火活動
- ●消防機関への協力
- ●負傷者の把握
- ●救出救護活動
- ●医療機関への搬送
- ●避難経路の安全確保
- ●避難誘導
- ●要援護者の確認
- ●給食・給水活動
- ●炊き出し
- ●物資配分・需要把握
- ●避難所開設

平常時の対策内容

- ●防災意識の普及啓発
- ●広報活動
- ●防災マップの作成
- ●消火方法の指導
- ●初期消火体制作り
- ●資機材の調達
- ●危機箇所の把握
- ●医療機関の協力調整
- ●避難所・経路の周知
- ●避難誘導訓練
- ●要援護者の把握
- ●給食材の確保
- ●個人備蓄の啓発
- ●給食・給水訓練

雄琴学区

災害対応マニュアル
＜雄琴学区防災計画＞

初版　2018年（平成30年）7月
改定　2022年（令和　4年）7月
　　＊参考資料を新たに添付
改定　2024年（令和　6年）3月
　　＊対策本部構成員を追加

雄琴学区自主防災会
雄琴学区自治連合会

雄琴学区　避難場所・避難所マップ

雄琴学区自治連合会
雄琴学区自主防災会
＜2022年7月作成＞

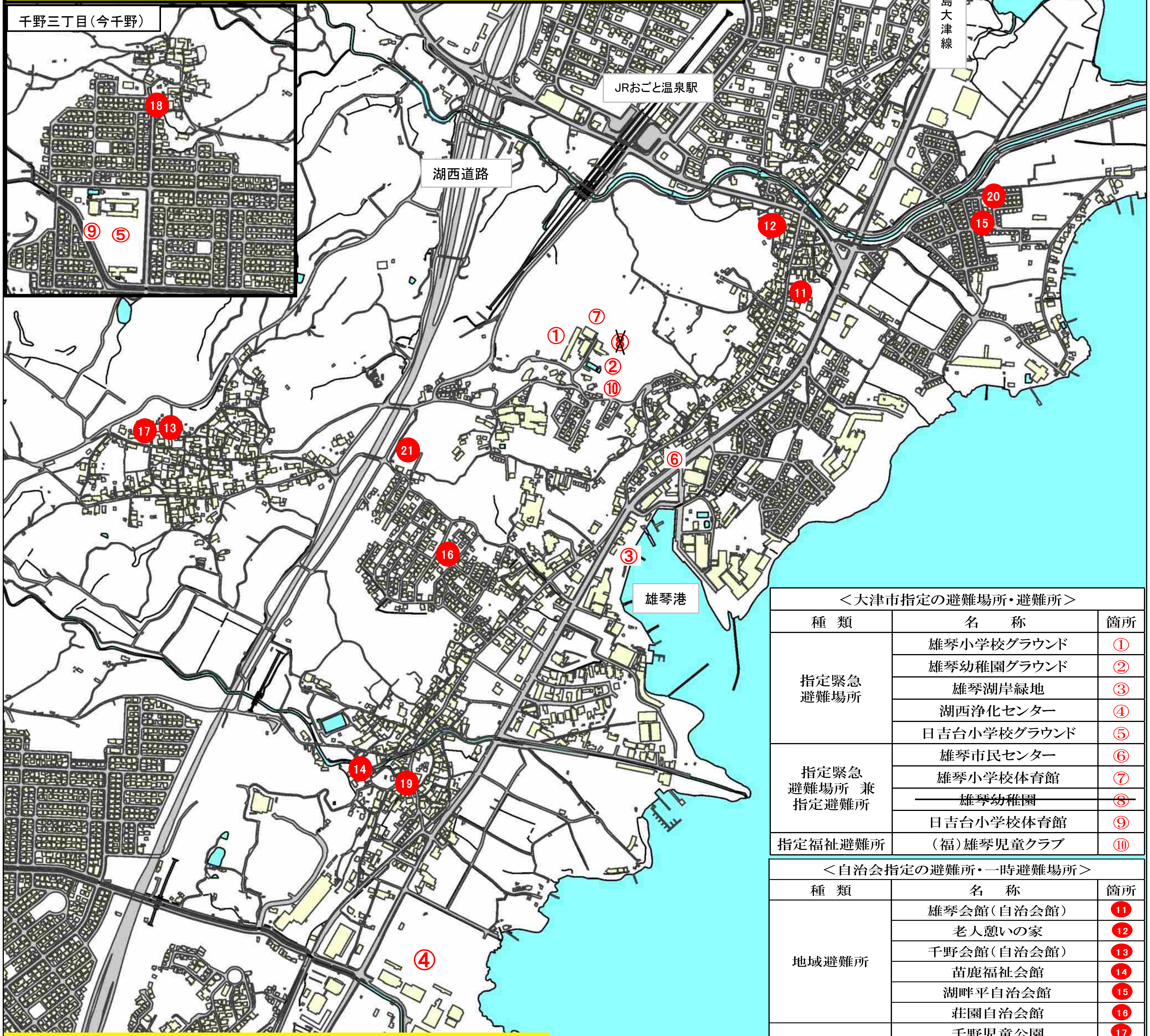

＜大津市指定の避難場所・避難所＞

種　類	名　　称	箇所
指定緊急避難場所	雄琴小学校グラウンド	①
	雄琴幼稚園グラウンド	②
	雄琴湖岸緑地	③
	湖西浄化センター	④
	日吉台小学校グラウンド	⑤
指定緊急避難場所 兼 指定避難所	雄琴市民センター	⑥
	雄琴小学校体育館	⑦
	~~雄琴幼稚園~~	~~⑧~~
	日吉台小学校体育館	⑨
指定福祉避難所	（福）雄琴児童クラブ	⑩

＜自治会指定の避難所・一時避難場所＞

種　類	名　　称	箇所
地域避難所	雄琴会館（自治会館）	11
	老人憩いの家	12
	千野会館（自治会館）	13
	苗鹿福祉会館	14
	湖畔平自治会館	15
	荘園自治会館	16
地域一時避難所	千野児童公園	17
	天満神社	18
	苗鹿児童公園（苗鹿公園）	19
	雄琴五丁目B児童公園（四角公園）＜湖畔平＞	20
	雄琴西公園＜荘園＞	21

NTT災害用伝言ダイヤル

- 伝言を録音する：【171】にダイヤル → 録音の場合【1】 → （市外局番）○○○－□□□□
- 伝言を聞く：【171】にダイヤル → 再生の場合【2】 → （市外局番）○○○－□□□□

【171】にダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言の録音、再生をして下さい。

災害に備えて　～避難場所・避難所を記入しましょう～

地域の一時避難場所	地域の避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
例）○○児童公園	例）○○自治会館	例）○○小学校グラウンド	例）○○小学校体育館

雄琴学区　防災行動マップ

日頃の備え

家具等の固定
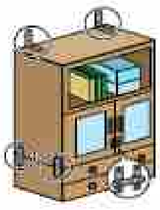
家具等の転倒・落下防止対策をしておく。

非常持出品の準備

非常持出品をすぐ出せる場所に保管する。

食料備蓄の習慣化

普段の食料品を多めに購入し、常に備蓄。

避難経路の確認

避難場所までの経路を想定しておく。

連絡方法の共有

非常時の連絡方法・避難場所

防災用具のチェック

消火器・救急箱の置き場所確認。

停電への備え
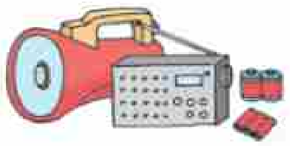
懐中電灯・携帯ラジオ・予備の乾電池を準備。

防災訓練への参加

防災に関する意識を高める。

災害が発生したら!!

地震

風水害

情報入手
気象庁
- テレビ
- ラジオ
- Web
- 緊急速報メール

大津市
- 防災メール
- しらしがメール

安全確保（地震）
出口確保
- 出口を確保

ケガを防ぐ
- 靴やスリッパを履く

出火を防ぐ
- ブレーカーを遮断
- ガスの元栓を切る

状況を把握
- もしもに備え避難準備
- 安全を確保後近所の安否確認

安全確保（風水害）
- 高齢者等避難
- 避難指示
- 緊急安全確保

に備え、非常用品を準備する

一時避難
危険を感じたら迷わず避難

- 近所で声を掛け合い助け合いながら避難
- 高齢者のサポート

自宅待機

近所で近助
- みんなで協力して安否確認、救出、救護

避　難

避　難
指定避難所
自宅で生活出来ない人がしばらく生活

長期の避難生活に備え、ルールを守り行動する

いざという時の緊急連絡先

火事・救急 119番　　**警　察 110番**

	施設名	電話番号
官公庁（国・県・市）	大津市役所 雄琴支所 滋賀県大津土木事務所 滋賀県国道事務所堅田維持出張所	077-523-1234 077-578-1035 077-524-2812 077-572-1580
警察・消防	大津警察署 大津警察署　雄琴交番 大津市中消防署西分署	077-522-1234 077-578-1410 077-579-0119
ライフライン	関西電力滋賀営業所 大津市企業局（ガス漏れ） NTT西日本（故障受付）	0800-777-8061 077-523-1231 113

大津市防災メール
大雨などの気象情報・土砂災害警戒情報・避難情報など大津市に関する災害情報をメールでお届けします。

「5520bou@wbi.jp」へ上記メールアドレスかQRコードを利用し空メールを送信。

しらしがメール
避難情報・河川水位情報・気象情報・土砂災害警戒情報などの災害情報や防犯情報、その他お知らせをメールで配信します。

「entry@pref.shiga-info.jp」へ上記メールアドレスかQRコードを利用し空メールを送信。

■ 学区の概況

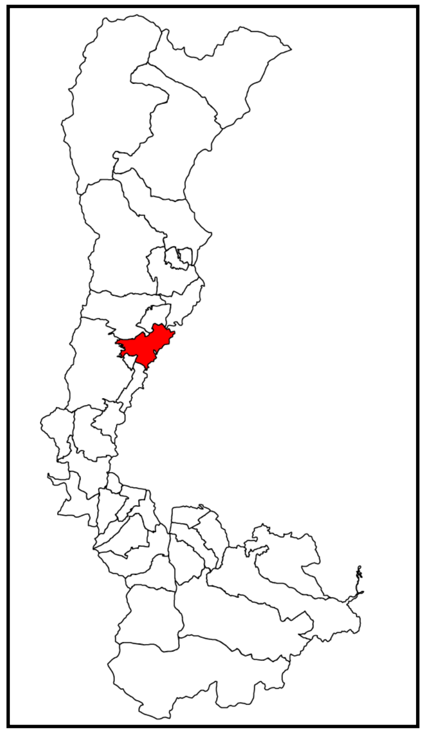

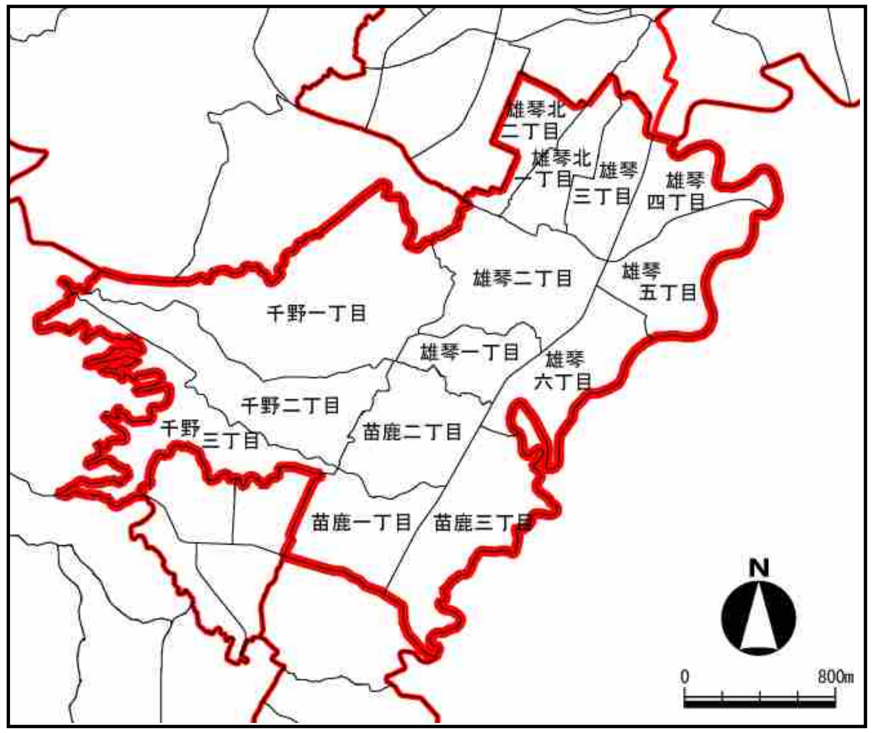

＜町丁名＞

雄琴一丁目、雄琴二丁目、雄琴三丁目の一部、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目、雄琴北一丁目の一部、雄琴北二丁目の一部、千野一丁目、千野二丁目、千野三丁目、苗鹿一丁目、苗鹿二丁目、苗鹿三丁目

（注）学区界や町丁名は、統計や編集の都合により必ずしも通学区域等とは一致しない場合がある。また、記載の町丁により、避難所等を割り当てるものではない。

＜学区の特徴＞

雄琴学区は小槻氏今雄宿禰の荘園として栄え、都からこの地に移り住んだ貴族も多く、その寝殿造りの邸宅から優雅な琴の音が流れていたといわれ、現在の地名の由来となっている。

本学区は農業とともに、鉱泉の湧出によって温泉旅館、エリ漁等による湖国料理といった観光産業も発展してきた。

一方、市内最大のヨシ原のある湖岸と山裾の棚田をはじめとする山の自然にも恵まれた地域でもある。

■ 地形・地質の概要

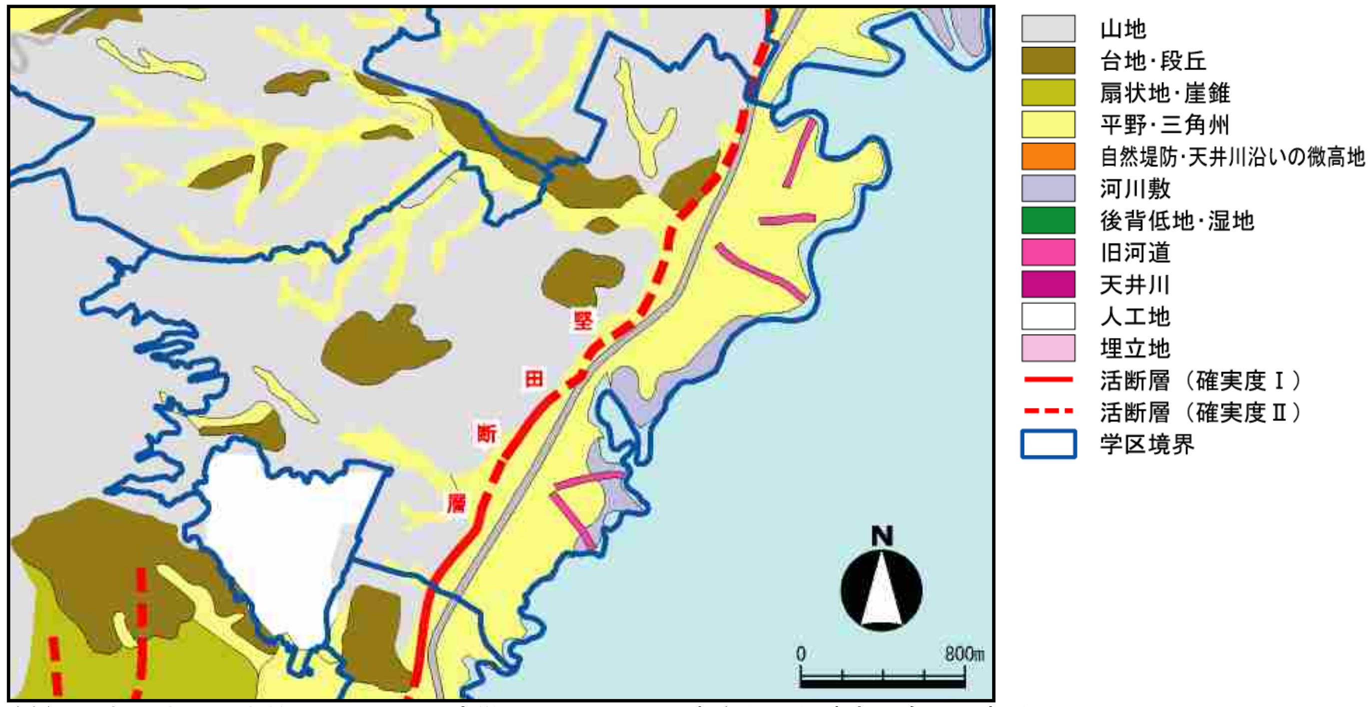

（注）図中の地形・地質については、防災アセスメント調査を行った時点のものである。
出典：大津市防災アセスメント調査業務報告書（H17.3）

＜地形の特徴＞

- 雄琴学区の地形は丘陵と台地・段丘が大部分を占め、地域の東部の湖岸沿いには低地が分布する。
- 低地に広がる三角州は，旧河道に沿って湖に突き出す形をしている。また、低地を流れる河川の多くは天井川化している。

＜地質の特徴＞

- 学区の西部に広がる堅田丘陵は古琵琶湖層群堅田累層からなる。堅田累層は約 100 万年前以降に形成された淡水成の地層で、大昔の琵琶湖の堆積物である。これらの地層は、ところによってはかなり傾斜しており、また地質が砂と粘土の互層であるため、地層が流れ盤になっている側では、粘土層がすべり面となって地すべりが発生する。
- 雄琴・仰木地域を中心とする棚田の光景は、こうした地形地質の条件を人間がうまく利用して生まれたものである。

＜活断層の特徴＞

- 丘陵と低地の間に堅田断層の南半分が通過している。堅田断層は、木戸学区の南船路から比叡辻までのびる、長さ約 13km の活断層で、断層を挟んで相対的に西側が隆起する、縦ずれ断層である。

■ 建物の状況

町丁名	住宅密集度（戸/ha）(注1)	不燃領域率（%）(注2)	木造率（%）	旧耐震木造建物/木造建物（%）
雄琴一丁目	79.2	78.6	60.8	42.0
雄琴二丁目	58.8	87.1	81.6	62.3
雄琴三丁目	49.2	73.6	68.4	28.6
雄琴四丁目	130.2	93.4	78.4	0.0
雄琴五丁目	73.1	73.4	87.6	1.5
雄琴六丁目	72.8	81.5	79.5	3.4
雄琴北一丁目	44.8	86.1	48.0	2.5
雄琴北二丁目	49.8	72.7	48.6	0.4
千野一丁目	43.7	93.2	87.4	68.3
千野二丁目	36.3	96.5	77.4	81.3
千野三丁目	39.6	96.3	92.2	71.2
苗鹿一丁目	42.4	87.9	76.1	62.9
苗鹿二丁目	53.3	78.7	67.4	40.3
苗鹿三丁目	-	-	19.0	45.0
学区平均	56.5	88.2	69.4	30.9
出典	1,2	1,2	2	2

(注) 表中の数値は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。
(注1) 市街化区域を対象とした。
(注2) 算出の際に用いる区域面積・空地面積・宅地面積は便宜上，市街化区域及び市街化調整区域の面積を使用した。
出典　1：大津湖南都市計画基礎調査（H30.2）土地利用現況
　　　2：資産税データ（R4.4）

- 住宅密集度の学区平均は 56.5 戸/ha で市平均（全学区の平均）の 59.3 戸/ha より低い。
- 不燃領域率の学区平均は 88.2%で市平均の 93.9%より低い。
- 木造率は、千野三丁目が 92.2%で最も高く、苗鹿三丁目が 19.0%で最も低い。学区平均は 69.4%で市平均 72.7%より低い。
- 旧耐震木造建物割合は、千野二丁目が 81.3%で最も高く、雄琴四丁目が 0.0%で最も低い。学区平均は 30.9%で市平均 40.3%より低い。

■ 人口の状況

項目	人口等	単位	備考	割合（%）	出典
学区人口	6,261	人		―	1
年齢別（0～4 歳）	253	人	学区人口に対する割合	4.0	1
年齢別（5～14 歳）	660	人	学区人口に対する割合	10.5	1
年齢別（15～64 歳）	3,798	人	学区人口に対する割合	60.7	1
年齢別（65 歳以上）	1,550	人	学区人口に対する割合	24.8	1
年齢別（75 歳以上）	843	人	学区人口に対する割合	13.5	1
世帯数	2,934	世帯		―	2
1世帯当たり人口	2.1	人/世帯		―	2
要介護認定者	362	人	学区人口に対する割合	5.8	3
身体障害者（要配慮者）	81	人	学区人口に対する割合	1.3	4
知的障害者（要配慮者）	14	人	学区人口に対する割合	0.2	4
外国人居住者	122	人	学区人口に対する割合	1.9	5

(注) 1世帯当たり人口、学区人口に対する割合は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。
出典　1：年齢別・学区別人口統計表（R4.3.31 現在）、2：学区別人口・世帯数の年別推移（R4.3.31 現在）
　　　3：学区別要介護認定者（R4.4.30 現在）、4：大津市データ（R4.3.31 現在）
　　　5：住民基本台帳情報からの統計（R4.3.31）

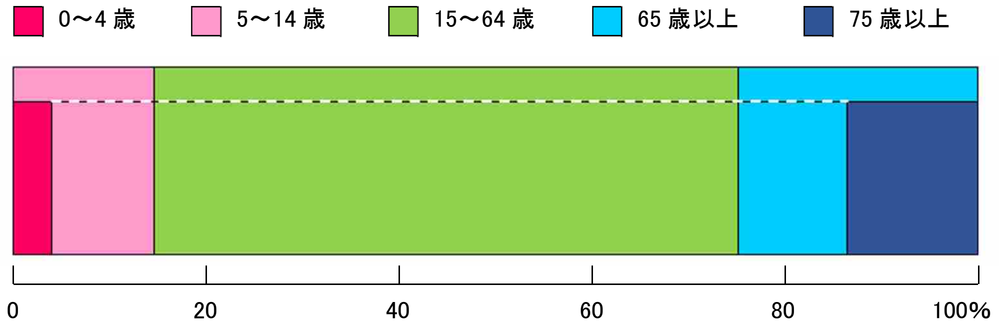

＜年齢別人口比率＞

- 人口は主に学区内地域の東側（JR 湖西線よりも東側の地域）に集中している。
- 高齢者（65 歳以上）は 1550 人、乳幼児（0～4 歳）は 253 人であり、学区人口に対する割合はそれぞれ 24.8%、4.0%である。
- 高齢者の学区人口に対する割合は市平均（27.2%）より低く、乳幼児の学区人口に対する割合は市平均（3.9%）より高い。
- 要介護認定者は 362 人（5.8%）、身体障害者（要配慮者）は 81 人（1.3%）、知的障害者（要配慮者）は 14 人（0.2%）である。
- 外国人居住者は 122 人（1.9%）である。

◆ 雄琴学区

■ 災害関連規制状況

災害関連規制	件数（箇所）、面積	出典
急傾斜地崩壊危険箇所 (注1)	15 箇所	1
土石流危険渓流 (注1)	5 箇所	1
土砂災害特別警戒区域 (注1)(注2)	23 箇所	2
土砂災害警戒区域 (注1)(注2)	60 箇所	2
山地災害危険渓流（山腹） (注1)	5 箇所	3
山地災害危険渓流（渓流） (注1)	0 箇所	3
雪崩危険箇所 (注1)	0 箇所	4
地すべり防止区域 (注1)	1 箇所	5
地すべり危険箇所 (注1)	0 箇所	1
浸水想定区域 (注3) (0.0m～0.5m)	144,492 ㎡	6
(0.5m～1.0m)	193,429 ㎡	6
(1.0m～2.0m)	300,568 ㎡	6
(2.0m～)	96,216 ㎡	6
特に重要な水防区域 (注1)	0 箇所	7
重要水防区域 (注1)	1 箇所	7
防災重点農業用ため池 (注1)	1 箇所	8

(注1) 危険箇所、区域等の件数は他学区にわたって分布するものも含む。
(注2) 複数の区域をまとめて１つの警戒区域として公示されている場合があるが、ここではまとめられた複数の区域を単独の区域として計上したため、公示された区域数と異なる。
(注3) 浸水想定区域は、琵琶湖の水位がB.S.L.＋2.6mまで上昇した場合を想定しており、雨の降り方や水位の状況により浸水深は想定と違う場合がある。

出典　1：滋賀県砂防課（R3.7.16）　2：滋賀県砂防課（R3.2）
3：滋賀県森林保全課（R3.11）　4：滋賀県砂防課（H24.12）　5：農林振興課、砂防課（H24.12）
6：淀川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（瀬田川上流：H31.3.19、瀬田川下流：H29.3.21、琵琶湖：H31.3.19、草津川：R1.10.1、大戸川：H31.3.19）
7：琵琶湖河川事務所（R2.6）　8：大津市産業観光部（R3.12）

＜防災上の特性＞

- 雄琴学区の最も大きい特徴は、学区面積の半分以上の地域が地すべり防止区域に指定されていることである。
- 学区内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所がある。
- 学区内には北東－南西方向に堅田断層が通過し、この堅田断層の西側にあたる地域が、主に地すべり防止区域に指定されている。
- 急傾斜地崩壊危険箇所や山地災害危険箇所、河川の水防箇所に指定されているエリアでは、豪雨などの場合には厳重な警戒が必要である。
- 琵琶湖岸では琵琶湖の水位上昇による浸水想定区域があるため注意が必要である。
- 地震時には、２次災害が発生する可能性があることに留意する必要がある。堅田断層が直接活動した場合は断層の周辺部に大きな地表変位が生じる可能性があるが、直接活動しない場合においても、地震動（地震の揺れ）によって、断層通過部付近では、揺れが増幅して周辺より被害が大きくなる可能性がある（このような現象は兵庫県南部地震時にも見られている）。

■ 防災関連施設情報

＜指定緊急避難場所・指定避難所＞

種　類	名　称	対象とする災害の種類				所在地
		土砂	洪水	地震	火災	
指定緊急避難場所	雄琴小学校グラウンド	○	○	○		雄琴二丁目 16-1
	旧雄琴幼稚園グラウンド	○	○	○		雄琴二丁目 16-1
	雄琴湖岸緑地	○		○		雄琴六丁目 1
	湖西浄化センター	○	○	○	○	苗鹿三丁目 1-1
指定緊急避難場所 兼 指定避難所	雄琴市民センター	○	○	○		雄琴一丁目 17-2
	雄琴小学校体育館	○	○	○		雄琴二丁目 16-1
指定避難所	（福）雄琴児童クラブ	—				雄琴二丁目 16-1

(注) 指定緊急避難場所：災害の危険から逃れるための施設又は場所。災害種別ごとに指定。
指定避難所：避難された方等に一定期間滞在してもらうための施設。
※（福）印は、福祉避難所を示しており、要配慮者の状況により開設します。

＜市関連機関＞

名　称	所在地	電話番号
大津市役所	**御陵町 3-1**	**523-1234, 528-2616**
雄琴市民センター	雄琴一丁目 17-2	578-1035

＜警察 110＞

名　称	所在地	電話番号
滋賀県警察本部	**打出浜 1-10**	**522-1231**
大津警察署	**打出浜 12-7**	**522-1234**
雄琴交番	雄琴一丁目 16-20	578-1410

＜消防 119＞

名　称	所在地	電話番号
大津市消防局	**御陵町 3-1**	**522-0119**
中消防署	**御陵町 3-1**	**525-0119**
西分署	**坂本三丁目 27-33**	**579-0119**
雄琴分団	雄琴一丁目 17-7	578-4500

＜緊急輸送道路＞

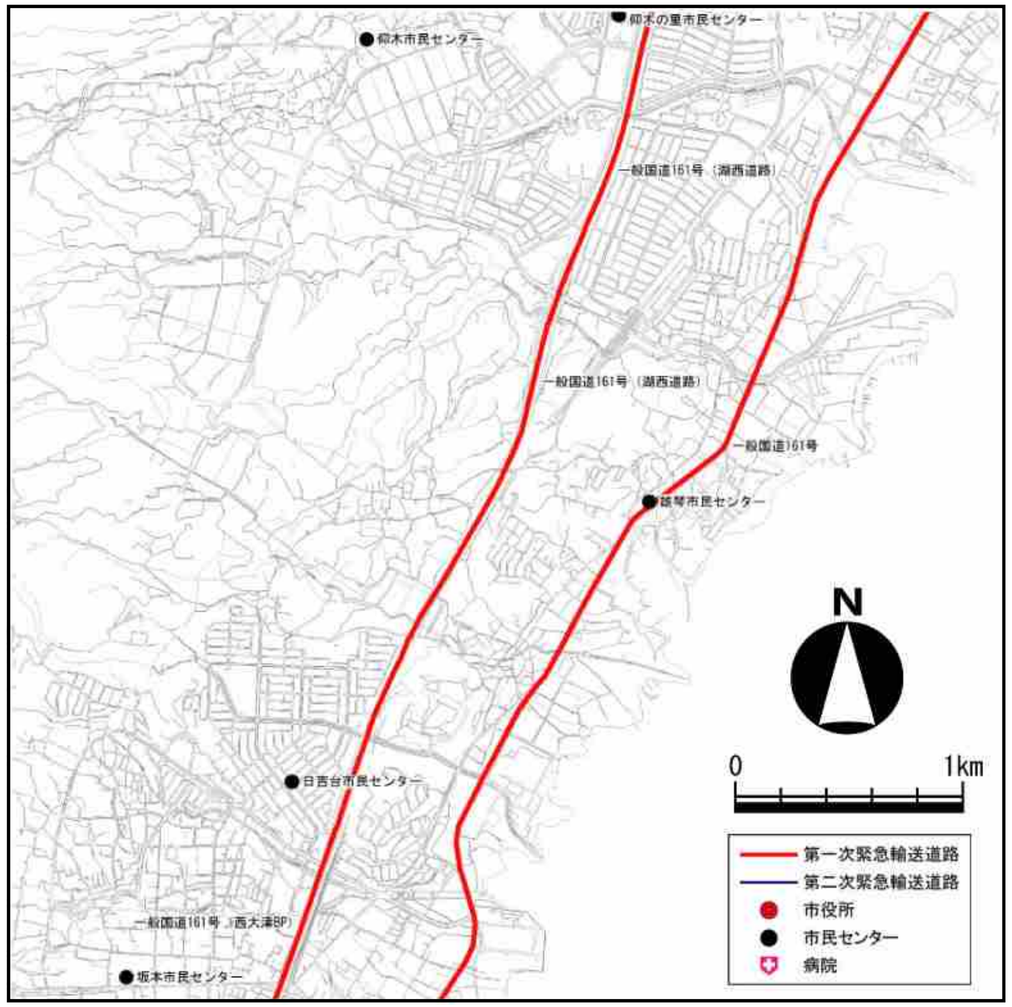

（注）緊急輸送道路とは、大規模災害時に応急対策活動の根幹である「人命の確保」「被害の拡大防止」「物資等を確保」を迅速・確実に図るため、緊急指定する輸送用道路のことであり、公安委員会が認める車両のみが通行可能となる。

＜医療施設＞

種　別		名　称	所在地	電話番号
救急告示	基幹災害医療センター	大津赤十字病院	長等一丁目 1-35	522-4131
	地域災害医療センター	大津市民病院	本宮二丁目 9-9	522-4607
	病院	大津赤十字志賀病院	和邇中 298	594-8777
		琵琶湖大橋病院	真野五丁目 1-29	573-4321
		滋賀病院	富士見台 16-1	537-3101
		滋賀医科大学附属病院	瀬田月輪町	548-2111

■ 地震災害危険度予測

＜地震被害想定結果＞

● 琵琶湖西岸断層帯地震

被害想定ケース	建物棟数	人口	建物被害			人的被害								
						死者数			負傷者数			重症者数		
			全壊棟数	半壊棟数	被害棟数	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻
ケース１	1,907	4,786	915	378	1,104	32	22	28	47	35	40	2	2	2
ケース２	1,907	4,786	933	376	1,121	33	23	29	47	35	40	2	2	2
ケース３	1,907	4,786	877	387	1,070	30	21	26	47	35	40	2	2	2

被害想定ケース	地震火災			生活支障避難者数
	炎上出火件数			
	早朝	昼間	夕刻	
ケース１	1	2	3	975
ケース２	1	2	3	983
ケース３	1	2	2	953

（注）表中の建物棟数及び人口は、地震災害危険度予測を行った時点の数字である。

出典　大津市防災アセスメント調査業務報告書（H17.3）

＜震度分布及び液状化予測図＞

● 琵琶湖西岸断層帯地震（ケース２）

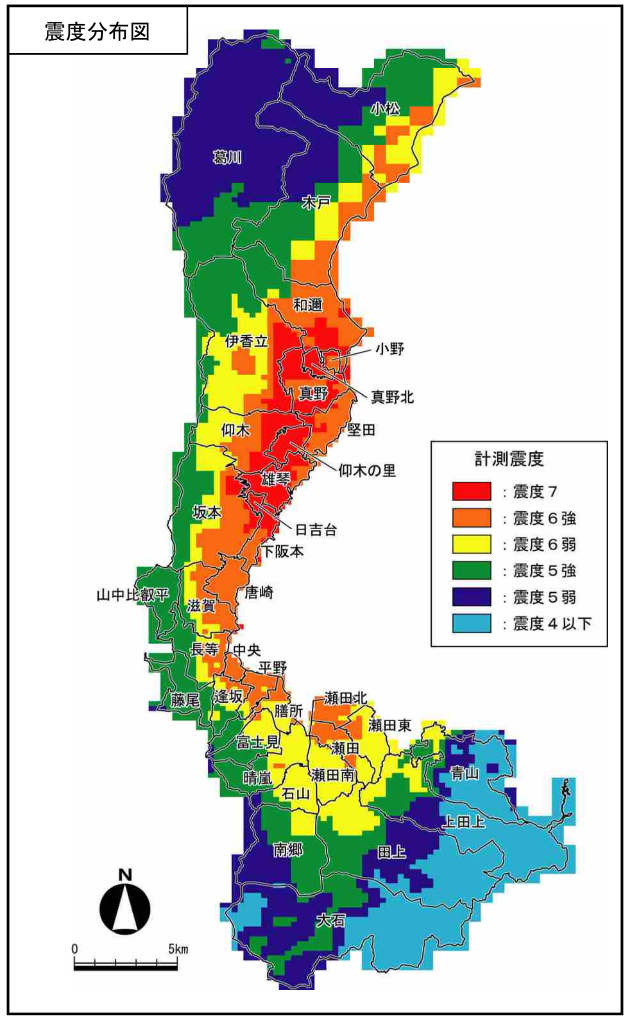

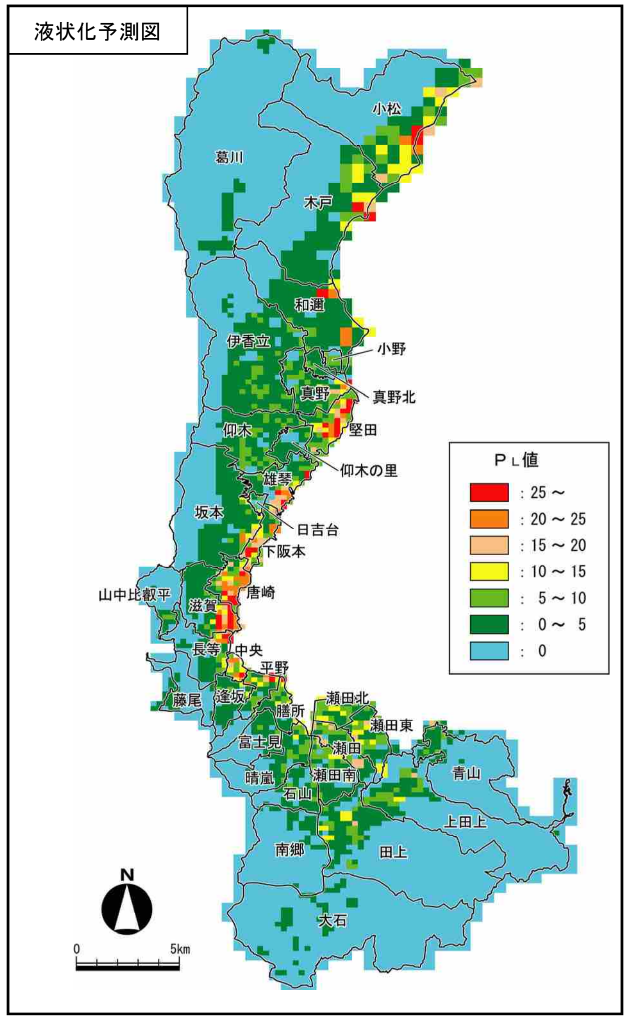

出典　大津市防災アセスメント調査業務報告書（H17.3）
志賀町地震防災アセスメント基礎情報調査業務報告書（H18.1）

PL≧10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生
PL≧20 激しい液状化

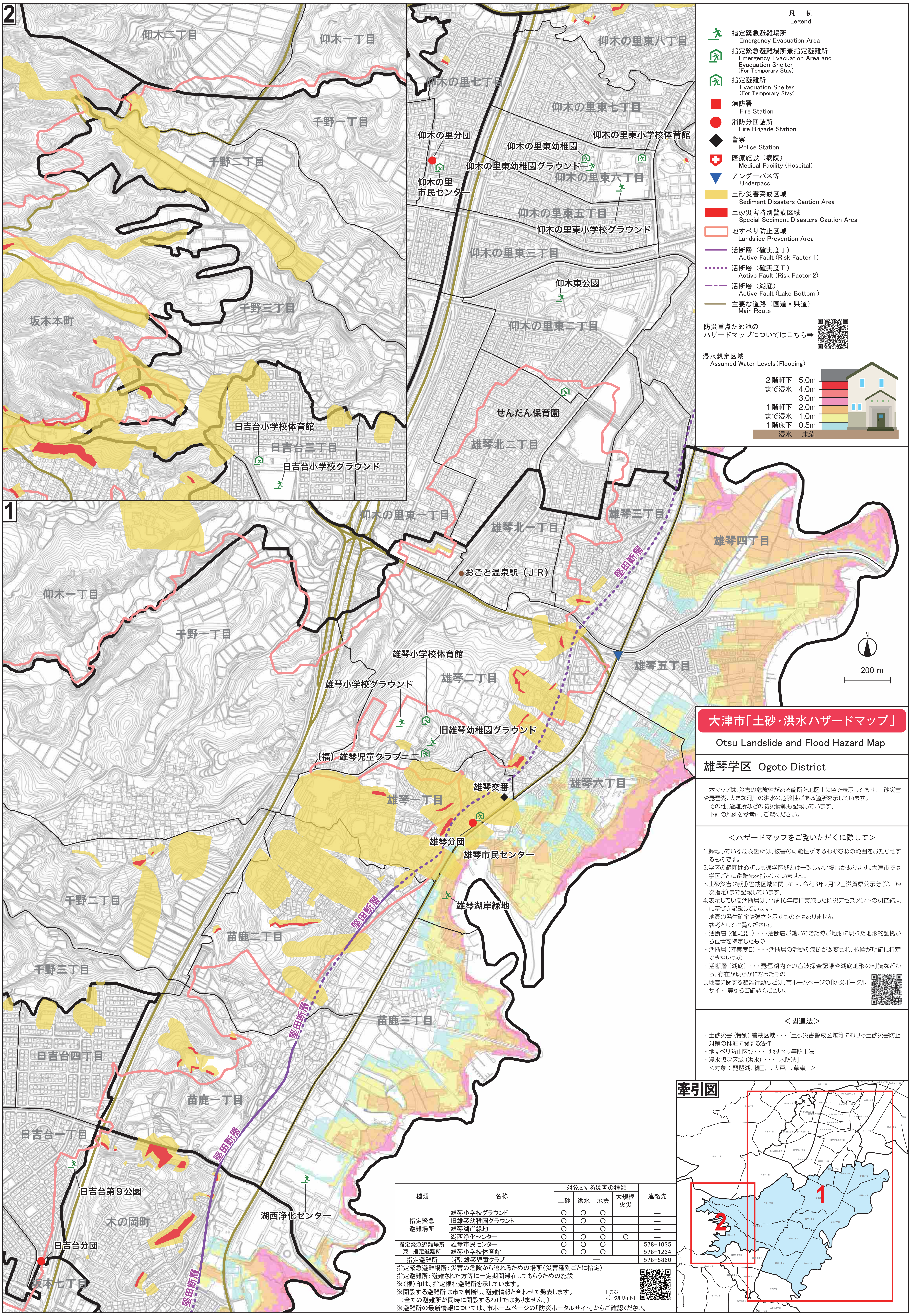

大津市「土砂・洪水ハザードマップ」

Otsu Landslide and Flood Hazard Map

雄琴学区 Ogoto District

本マップは、災害の危険性がある箇所を地図上に色で表示しており、土砂災害や琵琶湖、大きな河川の洪水の危険性がある箇所を示しています。

その他、避難所などの防災情報も記載しています。

下記の凡例を参考に、ご覧ください。

＜ハザードマップをご覧いただくに際して＞

1.掲載している危険箇所は、被害の可能性があるおおむねの範囲をお知らせするものです。

2.学区の範囲は必ずしも通学区域とは一致しない場合があります。大津市では学区ごとに避難先を指定していません。

3.土砂災害（特別）警戒区域に関しては、令和3年2月12日滋賀県公示分（第109次指定）まで記載しています。

4.表示している活断層は、平成16年度に実施した防災アセスメントの調査結果に基づき記載しています。
地震の発生確率や強さを示すものではありません。
参考としてご覧ください。

・活断層（確実度Ⅰ）・・・活断層が動いてきた跡が地形に現れた地形的証拠から位置を特定したもの

・活断層（確実度Ⅱ）・・・活断層の活動の痕跡が改変され、位置が明確に特定できないもの

・活断層（湖底）・・・琵琶湖内での音波探査記録や湖底地形の判読などから、存在が明らかになったもの

5.地震に関する避難行動などは、市ホームページの「防災ポータルサイト」等からご確認ください。

＜関連法＞

・土砂災害（特別）警戒区域・・・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

・地すべり防止区域・・・「地すべり等防止法」

・浸水想定区域（洪水）・・・「水防法」
＜対象：琵琶湖、瀬田川、大戸川、草津川＞

種類	名称	対象とする災害の種類				連絡先
		土砂	洪水	地震	大規模火災	
指定緊急避難場所	雄琴小学校グラウンド	○	○	○		—
指定緊急避難場所	旧雄琴幼稚園グラウンド	○	○	○		—
指定緊急避難場所	雄琴湖岸緑地	○		○		—
指定緊急避難場所	湖西浄化センター	○	○	○	○	—
指定緊急避難場所 兼　指定避難所	雄琴市民センター	○	○	○		578-1035
指定緊急避難場所 兼　指定避難所	雄琴小学校体育館	○	○	○		578-1234
指定避難所	（福）雄琴児童クラブ	—				578-5860

指定緊急避難場所：災害の危険から逃れるための場所（災害種別ごとに指定）
指定避難所：避難された方等に一定期間滞在してもらうための施設
※（福）印は、指定福祉避難所を示しています。
※開設する避難所は市で判断し、避難情報と合わせて発表します。
（全ての避難所が同時に開設するわけではありません。）
※避難所の最新情報については、市ホームページの「防災ポータルサイト」からご確認ください。

「防災
ポータルサイト」

令和４年（2022年）３月　大津市

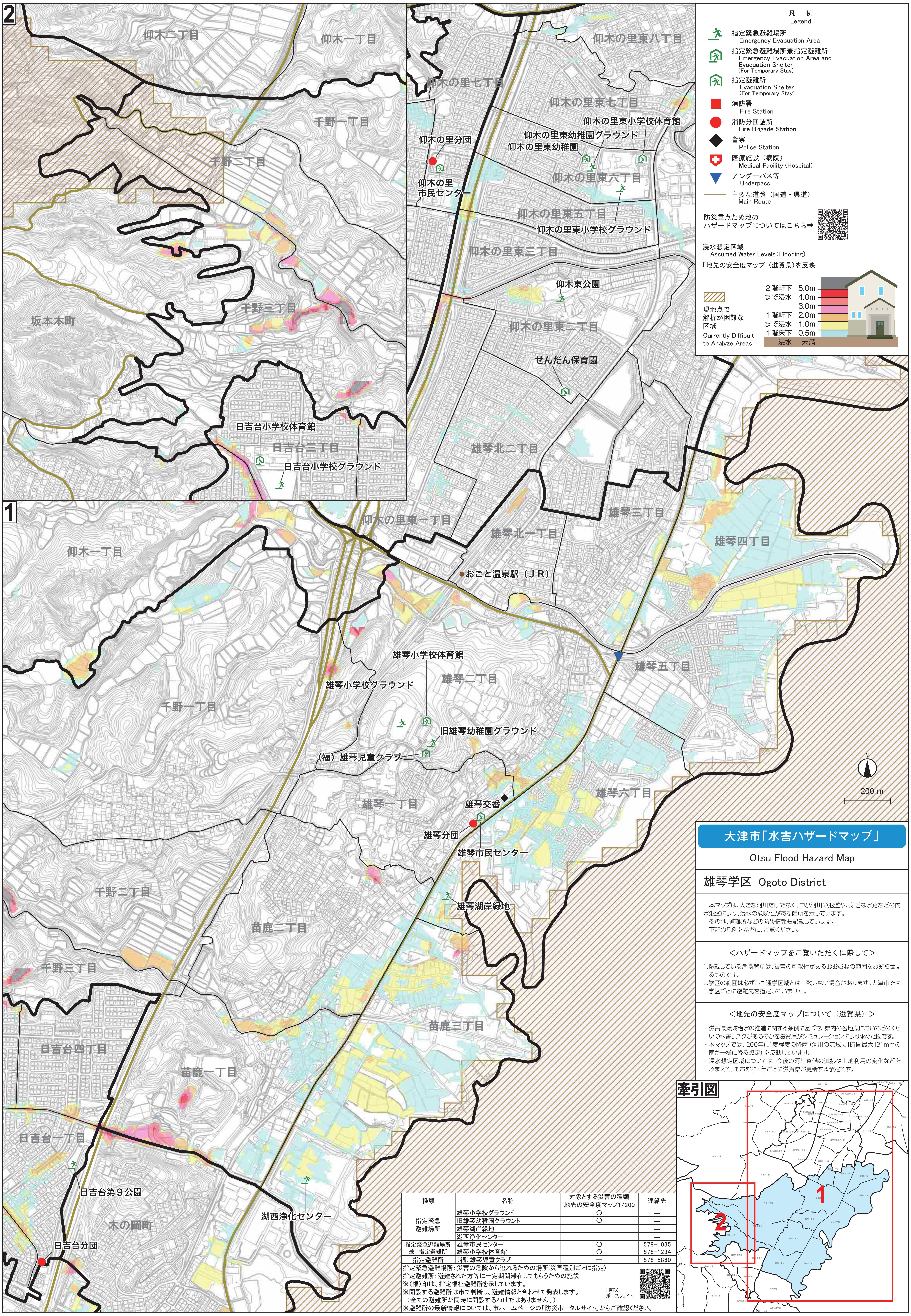

大津市「水害ハザードマップ」

Otsu Flood Hazard Map

雄琴学区 Ogoto District

本マップは、大きな河川だけでなく、中小河川の氾濫や、身近な水路などの内水氾濫により、浸水の危険性がある箇所を示しています。
その他、避難所などの防災情報も記載しています。
下記の凡例を参考に、ご覧ください。

＜ハザードマップをご覧いただくに際して＞

1.掲載している危険箇所は、被害の可能性があるおおむねの範囲をお知らせするものです。
2.学区の範囲は必ずしも通学区域とは一致しない場合があります。大津市では学区ごとに避難先を指定していません。

＜地先の安全度マップについて（滋賀県）＞

・滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき、県内の各地点においてどのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。
・本マップでは、200年に1度程度の降雨（河川の流域に1時間最大131mmの雨が一様に降る想定）を反映しています。
・浸水想定区域については、今後の河川整備の進捗や土地利用の変化などをふまえて、おおむね5年ごとに滋賀県が更新する予定です。

種類	名称	対象とする災害の種類 地先の安全度マップ1/200	連絡先
指定緊急避難場所	雄琴小学校グラウンド	○	—
	旧雄琴幼稚園グラウンド	○	—
	雄琴湖岸緑地		—
	湖西浄化センター		—
指定緊急避難場所 兼 指定避難所	雄琴市民センター	○	578-1035
	雄琴小学校体育館	○	578-1234
指定避難所	（福）雄琴児童クラブ	—	578-5860

指定緊急避難場所：災害の危険から逃れるための場所(災害種別ごとに指定)
指定避難所：避難された方等に一定期間滞在してもらうための施設
※（福）印は、指定福祉避難所を示しています。
※開設する避難所は市で判断し、避難情報と合わせて発表します。
（全ての避難所が同時に開設するわけではありません。）
※避難所の最新情報については、市ホームページの「防災ポータルサイト」からご確認ください。

「防災
ポータルサイト」

令和４年（2022年）３月　大津市